4　旧規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であって、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

5・6　（略）

（道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和三年国土交通省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （経過措置） **第二条**　（略） 2～4　（略） 5　旧規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和六年六月三十日以前に行われたものに限る。）であって、この省令による改正に係る事項の認定は、令和八年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。 6～8　（略）	**附　則** （経過措置） **第二条**　（略） 2～4　（略） 5　旧規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和六年六月三十日以前に行われたものに限る。）であって、この省令による改正に係る事項の認定は、令和八年六月三十日までの間は、新規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。 6～8　（略）

（道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令の一部改正）

第五条　道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （経過措置） **第二条**　（略） 2～4　（略） 5　旧規則第五条の表第四十号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和六年六月三十日以前に行われたものに限る。）であって、この省令による改正に係る事項の認定は、令和八年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第四十号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。	**附　則** （経過措置） **第二条**　（略） 2～4　（略） 5　旧規則第五条の表第四十号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和六年六月三十日以前に行われたものに限る。）であって、この省令による改正に係る事項の認定は、令和八年六月三十日までの間は、新規則第五条の表第四十号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

（道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令の一部改正）

第六条　道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和五年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （経過措置） **第二条**　第三条の規定（前条第三号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条の表第二号の二下欄に掲げる第百十七号第二改訂版に基づき行われた認定（令和六年七月六日以前に行われたも	（新設）
附　則 （経過措置） **第二条**　第三条の規定（前条第三号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条の表第二号の二下欄に掲げる第百十七号第二改訂版に基づき行われた認定（令和六年七月六日以前に行われたも	**附　則** （経過措置） **第二条**　第三条の規定（前条第三号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条の表第二号の二下欄に掲げる第百十七号第二改訂版に基づき行われた認定（令和六年七月六日以前に行われたも